

宗教と消費者法教育

中平一義（上越教育大学）

本発表は、宗教に関わる学校における法教育について消費者への教育を足場に考察し、授業構想を目指すものである。まず、宗教と学校教育の関係について歴史的変遷や法的規定を整理する。次に、教育における宗教の取り扱いについて宗教教育の先行研究と法教育の区分を基に分析する。さらに、近時、改正、施行された「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について考察し、消費者に関わる法教育について特に宗教に着目して整理する。最後に、宗教に関わる消費者の法教育について授業開発を行う。

宗教と学校教育の関係について明治憲法下においては、排除されたものはキリスト教であり「仏教」であった。一方で実施された「宗教」教育は、宗教ではないとされた国家神道や先述の教育勅語などであった。塚田（2020）は、当時は「宗教」とされたものとはそうではないものが意図的に線引・カテゴライズされた結果として宗教教育が排除され、それでも「宗教」教育だけが実施されるという二重構造があったと指摘した。さらに、戦後の占領下の神道の公教育からの分離、日本国憲法第20条、第89条・旧教育基本法第9条の道徳の成立と宗教の関係、「期待される人間像」と宗教の関係などにそれぞれ課題が指摘される中、宗教教育については、A「宗派教育」、B「宗教知識教育」、C「宗教的情操教育」に整理された。一方で、グローバル化への対応を踏まえて近年はD「宗教文化教育」が提唱されている。それぞれと法教育の関係を概観すると、Aは国公立の学校で特定の宗派教育を行うことができないという面で宗教と教育、そして法の関係を憲法等に照らし合わせて考えることができる法教育の内容となりえる。Bは宗教について知識、Cは「生命に対する畏敬の念」など一般的な情操のため法的に問題が生じないように見えるが、その教え方（indoctrination など）により、宗教的中立性上の問題が生じることが考えられ、それは法教育の内容になりえる。Dは多面的な価値の何を法により制度化するのかなどが法教育の内容になりえる。

なお、法教育の内容は①「過去から現在までの変遷を学び現代社会を構成する法の背景を対象とするもの」、②「現在の法規範が規定する社会を対象とするもの」、③「現代社会を構成する法規範の課題を基にして、新たな法規範などの構想を対象とするもの」に大別される。上記A～Dと①～③との関係を踏まえ本発表が対象とする消費者に関する法教育はどこにあたるのかを考えると、広義ではすべてに関わるが、狭義にはA、Bと②、③である。なお、A、Bと②に関わる法教育は、従前の消費者教育（例えば悪徳商法対策などの消費者保護の視点）に宗教的内容が加わるものである。一方で、A、Bと③に関わる法教育は、「既存の宗教的な内容にかかわる消費者保護規範の功罪を考え、よりよいものを構想する」ものである。もちろん構想の際には広義の側面も重要になる。本発表では、後者の法教育について授業開発を行う。なお、宗教に関わる消費者法教育授業実践開発については、紙幅の都合上、ここでは省略する。

- ・引用・参考文献等 塚田穂高（2020）：「学校の中の「宗教」—宗教研究と中高等教育の連携接合を目指して」、上越教育大学社会科教育学会『上越社会研究』35号、pp. 5-24.